# 大阪歯科大学看護学部 在学生特待生規程

（目的）

第１条　この規程は、大阪歯科大学看護学部２年次以上の学生の中より、選考してこれを在学生特待生とし、優秀な学生に対して学費の一部を免除し、看護人材の育成に寄与することを目的とする。

（免除額）

第２条　在学生特待生に対し、当該年度の授業料のうち 40 万円（前学期 20 万円及び後学期 20 万円）を免除する。

（人数）

第３条　各年度に選考する在学生特待生の人数は、各学年２名以内を原則とする。

（免除の期間）

第４条　在学生特待生の免除の期間は、１年間とする。ただし、連続して特待生となることは妨げない。

（選考）

第５条　在学生特待生の選考は毎年度末、看護学部教務委員会で行い、看護学部教授会の議を経て、学長が決定する。

（選考基準）

第６条　在学生特待生は、次の各号の基準を全て満たす者のうちから選考する。

（１）１年～３年次の当該学年において履修した必修及び選択科目の出席率が全体で 90%以上の者

（２）当該学年に履修した必修及び選択科目の全てが再履修することなく 70 点以上で、前年度終了時の通算 GPA が各学年で上位の者とし、通算 GPA が同じ該当者がいる場合には、取得単位数が多い者を優先する。

（３）前号の算出について再試験の結果は対象としない。

（取り消し）

第７条　在学生特待生が次の各号の一に該当したときは、免除を取り消す。

（１）休学、転学部、退学又は除籍となったとき。

（２）学則に基づく懲戒処分を受けたとき。

（３）学業成績が不良のとき。

（４）その他特待生として適当でないと認められたとき。

２　免除の取り消しは、看護学部教授会の議を経て、学長が決定する。

（事務）
第８条　看護学部在学生特待生に関する事務は、看護学部事務室が行う。

附則
この規程は、2024 年４月１日から施行する。